

令和7年1月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日(金) 13:30~14:45

2. 開催場所 韮崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟(欠席)
3番 伊藤 光
4番 横森 昌広
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 深澤 博文
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇(欠席)
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎
25番 今福 重幸
26番 小泉 尚志
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長: 清水 秀樹

書記: 小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和7年1月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番 伴野 正明 委員、8番 比志 秀樹 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

1月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小屋が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが7件15,799.11㎡、賃貸借権の設定に関するものが2件8,300.55㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸人・借人についての説明）営農型太陽光発電施設設置の継続申請のための使用貸借権設定の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・貸人・借人についての説明）経営拡張のための賃貸借権設定の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

現在、4条5条案件については、毎月、該当地域の委員へ意見を求める連絡があります。これは県の許可のため意見を述べるだけですが、3条案件については農業委員会が許可を出すということで、農地法上は農業委員会に責任があるということを考えると、3条の方が重いのではないかと私は思っています。しかし事務局の説明だけで当日に内容を知るだけです。そこで、該当地区の委員のみで構いませんので、営農計画等申請書の内容の概略を記載した資料を4条5条のように事前に送付いただければ、疑義のある案件についてはこの場で意見を述べ、情報を全体で共有した中で審議できるのではないかと思います。意見ということで、また事務局の中でご検討いただければと思います。

<事務局>

ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

<委員B>

申請番号2番について、4条ではダメなのでしょうか。

<事務局>

営農型太陽光は農地の上に太陽光パネルを設置するということで、土地の空中権を使用貸借で3条で許可をとり、パネルの足の部分は地面に固定されますのでその部分は一時転用ということで許可申請する、ということが農地法の運用となっております。3条で空中を使用するという権利を設定し、5条でパネルの足の面積分を一時転用するという、3条と5条がセットになる運用方法となります。

<委員B>

4条と同じではないのですか。どうして一本化できないのですか。

<事務局>

所有者と農地の使用者が同じ場合は4条、異なる場合は5条になります。

<委員B>

農振がかかっている土地ではないのですか。

<事務局>

一時転用ですので農振がかかっても問題ありません。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認といたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号8番について 横森 昌広 委員、横森 武千代 委員に関する案件がありますので、議案第2号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(横森(昌)委員、横森(武)委員 退席)

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが6件 62,059 m²、賃借権の設定に関するものが2件 574.55 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、駐車場、バイク試乗コースのための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸人・借人についての説明）申請地は穂坂町宮久保祝神平、営農型太陽光発電施設の支柱設置のための継続申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井西御門、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸人・借人についての説明）申請地は中田町小田川堰東、資材置場設置のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町上円井小石沢、資材置場設置のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は清哲町青木上河原、資材置場設置のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割御座田、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤中坊来石、工業団地造成のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：事務局

申請番号2番：猪股（和）委員

申請番号3番：伴野委員

申請番号4番：今福委員

申請番号5番：内藤副委員長

申請番号6番：鶴田委員

申請番号7番：堀川委員

申請番号8番：猪股（和）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号8番について、資料の白い部分は残る農地があるということでしょうか。また、これで計画は終了ですか。

<事務局>

残る農地はあります。計画は今のところこれで終了となります。

<委員A>

資料の色塗りの部分が図面と違いますが、許可申請はどうなっていますか。

<事務局>

色をつけた部分に誤りがありましたので、訂正いたします。図面で示されている部分は、すでに

許可済みの箇所になります。

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

(横森(昌)委員、横森(武)委員 着席)

次に、議案第3号「農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の12ページをご覧ください。今月の農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認については3件13,131㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：5年10ヶ月、再設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：5年10ヶ月、再設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：5年10ヶ月、再設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

再設定の契約で端数月が生じているということは、12月で契約が終了するということでしょうか。

<事務局>

そのとおりです。

<委員A>

普通は1年ごとの契約かと思いますが、12月31日までの契約を増やすと、11月12月の案件が膨大になってくると思われますが、事務手続きに問題はないということですか。

<事務局>

そういった面も考えられますが、農業振興公社の方ですべての案件の終期を12月31日として欲しいという要望がありましたので、このような形を取っております。仰る通り何年が経過すると11月12月の案件が増加することが想定されますので、また公社と相談をしてみます。ありがとうございます。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から3番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が2件7,820㎡、です。議案集の14ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町入野揚小段他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割穴田、相続による所有権移転の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(「4 その他」について、事務局より説明)

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和7年1月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美